

第8回 収容・送還に関する専門部会 議事概要

1 日時

令和2年5月22日（金）午前10時から午後零時まで

2 場所

最高検察庁大会議室（一部の委員はオンラインにより参加）

3 出席者（敬称略）

（1）収容・送還に関する専門部会

安富部会長，明石委員，大橋委員，川村委員，高橋委員，高宅委員，寺脇委員，野口委員，宮崎委員，柳瀬委員

（2）出入国在留管理庁

佐々木長官，高嶋次長，佐藤審議官，石岡出入国管理部長，東山総務課長，礮部審判課長，岡本警備課長，片山参事官，本針難民認定室長，林警備調整官

（3）オブザーバー

国連難民高等弁務官駐日事務所 川内副代表

4 配付資料

（1）収容・送還に関する専門部会（第8回）議事次第

（2）報告書（案）「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」（仮題）

（3）「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」（第1版）

（4）宮崎委員提出資料

（5）国連難民高等弁務官駐日事務所提出資料

（6）大橋委員意見

（7）川村委員意見

（8）高宅委員意見

（9）宮崎委員意見

5 議事概要

出入国在留管理庁から，配付資料に基づき，入管施設における新型コロナウイルス感染症対策について説明が行われた。

その後，報告書（案）「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」（仮題）について，委員による議論を行った。

委員から示された主な意見の概要は，以下のとおりであった（書面による提出意見を含む。）。

（1）報告書全体について

- 対立する意見や少数意見も含め，部会における議論の内容が過不足なく盛り込まれており，妥当なものである。

- 細かい論点まで拾われている一方、議論を尽くすべきところもある。

(2) 送還を促進するための措置の在り方について

【本人の事情を適切に把握するための措置等】

- 在留特別許可の要件や基準を明確にすべきである。
- 送還までの手続の適正や当事者としての児童の生存や教育に配慮すべきである。

【退去強制令書の発付を受けた者に対する自発的な出国を促すために考えられる運用上又は法整備上の措置】

- 入管関係の訴訟に限らず、民事・家事・労働関係等の裁判を受ける権利にも配慮すべきである。

【退去強制令書が発付されたものの本邦から退去しない行為に対する罰則等の創設】

- 罰則の対象となる者を法律に明確に規定することは困難であるから、罪刑法定主義の観点から問題がある上、例えば、本邦から退去しないことに「正当な理由」がない場合を処罰するとしても、「正当な理由」の有無を判断することは困難である。
- 罰則を創設すれば、当該外国人を支援する弁護士等が共犯とされるおそれがあり、弁護士等の活動を著しく萎縮させる。
- 現行の入管法でも、特別放免された者や仮滞在の許可を受けた者が「正当な理由」がなくて呼出しに応じない場合を処罰することとしている。
- 弁護士等による正当な活動が犯罪とされることはない一方、違法な活動であれば犯罪とされるのは当然である上、実際に弁護士等による正当な活動が犯罪として処罰された例もないはずであるから、弁護士等の活動を萎縮させるというのは杞憂である。
- 命令制度を創設する場合は、実効的に運用し得るものとする必要がある。

【庇護を要する者を適切に保護しつつ、送還の回避を目的とする難民認定申請に対処するための運用上又は法整備上の措置】

- 難民認定の在り方については、継続的に議論することが必要であり、我が国の難民認定率が低い原因についても検証されるべきである。
- 難民認定手続の是非の問題と難民認定申請の濫用の問題は、別々に考えるべきである。前者は、難民部会の検討結果をどのように実現するかという問題であり、本専門部会の範囲ではないが、後者は、難民認定申請の濫用があることは事実であり、それが退去強制制度に支障を及ぼすのであれば改善すべきである。

【その他送還を促進し、又は送還が困難な者に適切に対処するための措置】

- 新型コロナウイルス感染症により送還が困難となっている者についての対応も検討すべきではないか。

以上